

第8期第9回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 午後3時00分から午後3時53分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	△	14番	鈴木 秀子	△	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件

第7 報告第5号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第8 報告第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更に関する件

第9 報告第7号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第12 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

第13 議案第4号 令和7年度むかわ町参考賃借料指標に関する件

第14 議案第5号 令和7年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第15 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人
穂別支局一支局長 宮村 敦嗣

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第9回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、19番・清瀬利一委員、20番・森山幸治委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告7件、議案5件、決議案1件の合わせて13件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページからです。 議案書2ページから8ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。 合計で27件・113筆・面積は733, 485㎡となっています。 1番と6番から18番、23番から27番については、借主の法人化に伴う解約です。 2番から5番、19番から22番については、借主の意向により解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。

◎		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 3月につきましては、議案書に記載のとおり、7日に川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定12件について審議した結果、適当と判断しております。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件について審議した結果適当と判断しております。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。
◎		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第3号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。 議案書11ページをお開き願います。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議	長	只今の説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
18	番	1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
23	番	2番、3番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
17	番	4番、5番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。

議	長	報告第3号について、質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第4号、農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書13ページをお開き願います。 本件は、1月総会で報告しました農地中間管理機構である北海道農業公社へ農地法第41条第1項に基づく通知をした農地を北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たことを報告する内容です。 議案書の13ページから17ページに知事裁定に対しての通知書類を添付しております。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第4号について、質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 報告第5号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第5号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書19ページをお開き願います。 新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。 それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。 1番、XXXXXXXXXX、名称はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXです。 1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。 2点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案書の事業内容欄に1から3まで記載しておりますが、新規に設立した会社ということもあり、今後、水稻や麦、馬鈴薯などの生産行っていく計画であることから、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売り上げの過半は農業収入であることが要件となっていることから、今後の事業の在り

主 任	方と収益の上げ方については注意いただき要件を欠くことの無いように説明をしてきております。 3点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は100であり、農業者の■■■■の議決権合計も100となるため、要件は満たしていると認められます。 4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である■■■■は出資者であり、かつ、年間農業従事日数を150日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。 最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員、従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行役員の■■■■は、年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。 続いて、2番、■■■■、名称は■■■■、■■■■です。 要件の重複する内容は省略させていただきますが、1点目の組織形態要件は株式会社のため要件を満たします。 2点目の事業要件については、1番から11番に主たる事業が農業であることが確認でき、今後は水稻などの生産を行っていく計画です。 3点目の構成員要件は総議決権100であり、構成員は全員農業関係者で議決権合計も100となるため、要件を満たします。 4点目の業務執行役員要件は構成員全員が出資者で、年間農業従事日数も150日を越えているため、要件を満たします。 最後の常時従事要件は全員、年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしています。 以上、■■■■と■■■■については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。 なお、農地の取得等につきましては、議案第1号、第2号にてご説明申し上げます。 以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第8 報告第6号「旧農業経営 基盤強化促進法 第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の 変更に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支 局 長	報告第6号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

支 局 長	利用集積計画の変更に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 21 ページをお開き願います。 これからご説明申し上げます案件はすでに定められている農用地利用集積計画について、真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができることから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。 内容番号 1 号についてご説明致します。令和 6 年 12 月 27 日付 むかわ町告示第 55 号により決定された農用地利用集積計画について変更協議が整ったものでございます。 利用権の設定をする者は[]、利用権の設定を受ける者は[]でございます。変更理由は、利用期間の変更のためで詳細につきましては、変更前は 5 年間で設定しており、変更後は 1 年間に変更するものであります。面積や賃借料等については変更なしとなっております。以上よろしくお願い致します。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 6 号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 6 号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 9 報告第 7 号「農地保有合理化事業に伴う 農用地利用集積計画（案）の 作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第 7 号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書 23 ページから 24 ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地につきましては、1 月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5 年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が北海道農業公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第 2 号にてご説明申し上げます。 以上で報告第 7 号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 7 号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 7 号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 10 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。を議題といたします。なお、本案件については[]が設定人及び被設定人となっており、また 2 []の同居の親族が被設定人となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろし

議	長	いか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。 ◎ (異議なし)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局より、議案の説明をお願いいたします。
主	任	それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書26ページをお開き願います。 1番につきましては、相手方の要望により売買するものです。 2番と11番から16番につきましては、相手方の要望により賃貸借するものです。 3番から10番につきましては、[]の法人化、17番から23番につきましては、[]の法人化に伴い、賃貸借及び使用貸借するものです。 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 38ページから83ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
13	番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 []が[]に農地を売買する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
2	番	2番について現地を確認してきましたので、報告します。 []が、[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
23	番	3番から10番について現地を確認してきましたので、報告します。 3番から8番は[]の法人化に伴い、農地を賃貸する案件ですが、取得後は馬鈴薯や麦等を作付けする計画となっています。 9番10番は、[]の法人化に伴い、農地を使用貸借する案件ですが、取得後は水稻や麦等を作付けする計画となっています。 いずれも、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

19	番	12番から16番について報告します。 12番から16番は、すべて農地を賃貸する案件ですが、取得後はいずれも牧草等を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
6	番	17番から23番について現地を確認してきましたので、報告します。 17番18番は、 の法人化に伴い、農地を使用貸借する案件です。 19番から23番は、 の法人化に伴い、農地を賃貸する案件です。いずれの農地も、取得後は水稻や野菜類等を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第11 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書85ページから、所有権移転5件です。 先ほど報告第3号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転となっておりますが、5番については、法人構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うための所有権となっており、これは、基盤強化法における法人構成員による農地取得の特例によるもので、受け手要件の適用が除外されますが構成員が取得した農地は、同一の農用地利用集積計画において、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うものとされておりますので、この後の利用権設定関係にてご説明申し上げます。 所有権の移転時期はいずれも令和7年3月27日となっております。 続きまして議案書91ページから、利用権設定12件です。 1番から7番につきましては、被設定人の法人化に伴う賃貸借です。 8番につきましては、先ほど所有権移転関係でご説明いたしました法人の構

主 任	成員による農地取得後の当該農地所有適格法人への利用権設定となっております。 9番につきましては、北海道農業公社が買入をした農地について、一時貸し付けを行うため利用権を設定するものです。 10番から12番につきましては、被設定人の要望により、賃貸借するものです。 続きまして、議案書105ページをお開き願います。 農地中間管理事業による利用権設定です。 1番、2番につきましては、 の農地を が中間管理機構から賃貸を受け耕作するものです。 中間管理機構の借入、貸付を市町村の公告による農用地利用集積計画を用いて行う集積計画一括方式での利用権設定となります。 以上、所有権移転5件11筆、利用権設定12件20筆、農地中間管理事業による利用権設定2件2筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面は、所有権移転関係は86ページから90ページに、利用権設定関係は93ページから104ページ、農地中間管理事業による利用権設定は106ページに添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第12 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書108ページをお開き願います。 1番の申請地は、 の所有地ですが、公簿地目が農地となっており、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。 本申請地は、平成12年11月20日付けで、住宅建設に伴う転用許可書が交付されております。改めて現地を確認しましたが、議案書に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

主 任	2 番の申請地は、願出人の[]の所有地ですが、同じく公簿地目が農地となっており、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。 本申請地も、平成18年7月20日の農業委員会総会で可決され、その後農振除外手続を経て、平成18年9月21日付けで、住宅建設に伴う転用許可書が交付されております。 1 番の申請地同様改めて現地を確認しましたが、議案書に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。 議案書109、110ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 6 番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、平成12年11月20付けの転用許可後から現在まで宅地として利用されておりますので、宅地と判断しております。以上です。
2 番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、平成18年9月21付けの転用許可後から現在まで宅地として利用されておりますので、宅地と判断しております。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第13 議案第4号「令和7年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支 局 長	議案第4号、令和7年度むかわ町参考賃借料指標に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書112ページに「令和7年度むかわ町参考賃借料」を添付してごさいます。

支 局 長	本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、1月から12月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定してございます。 参考賃借料の概要といたしましては、平成21年まで標準小作料として定めていたものが農地法改正により廃止となりましたが、地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。 摘要欄の作物等については、過去、鷓川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としております。 令和7年度におきましては、畑地化や水田政策の見直し等ございますが、昨年度と同様の指標にて参考賃借料を本総会に上程することとしました。 なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字のほか、土地の形状、条件等を鑑み、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いますし最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。 以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第14 議案第5号「令和7年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支 局 長	議案第5号、令和7年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書114ページに「令和7年度農作業標準賃金・機械作業料金」を添付してございます。 本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。令和7年度農作業標準賃金・機械作業料金を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て、4役会議で確認してきております。 主な変更点を申し上げます。まず1番、農作業標準賃金につきましては、農作業一般が1,010円、園芸作物一般も1,010円となっております。 また、備考欄の下部にはインボイスの取り扱いについての文言を追加してお

支 局 長	ります。受託側の視点から適正な料金反映となるよう、令和7年度はこのようなかたちで定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただき、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第15 決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局より決議案について説明をお願いします。
事 務 局 長	議案書116ページをご覧ください。 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件についてご説明申し上げます。 こちらにつきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、令和元年11月28日に開催されました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、令和元年12月18日付けで、北海道農業会議から送付された公文書により、各市町村農業委員会総会等において、毎年一度、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行う旨、依頼されているものです。 むかわ町農業委員会といたしましても、今総会においてお諮りし、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員が綱紀粛正の徹底を図っていくものであります。 議案は事前配付していますので、記書きを読み上げて、提案とさせていただきますので、決議のご決定のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、決議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)

議

長

ご異議がないようですので、決議し、皆様におかれましても法令にそった活動をお願いします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。